

<離婚届出後の手続について> お早めに手続をお願いします

R3.3~

手続	お持ちいただくもの		担当課等
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者名義の預金通帳</li> <li>・印鑑(認印)</li> <li>・年金手帳、または年金証書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地が上越市以外の場合、他市区町村で課税されている場合は、別途書類が必要となる場合がありますのでこども課へご確認ください。</li> </ul>	こども課 (1階)
ひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証(申請者及び児童)</li> <li>・印鑑(認印)</li> </ul>		
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者名義の預金通帳</li> <li>・印鑑(認印)</li> <li>・厚生年金に加入している場合は、申請者の健康保険証</li> <li>・児童が市外に居住している場合は、別途書類が必要となりますのでこども課へご確認ください。</li> </ul>		
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健康保険証</li> <li>・印鑑(認印)</li> </ul>		保育課 (2階)
子どもが保育園・認定こども園に在園している場合は、教育・保育給付認定変更申請書を各園に提出してください。(用紙は各園にあります)			
20歳以上60歳未満で厚生・共済年金の加入者で、夫(妻)の扶養となっていた人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫(妻)の扶養から抜けたことがわかるもの</li> <li>・年金手帳</li> <li>・印鑑(認印)</li> </ul>		国保年金課 (1階)
国民健康保険の加入、脱退等(手続が不要の場合もあります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫(妻)の保険から脱退し、国民健康保険または他の保険に加入することになりますが、加入・脱退の状況によって手続が異なりますので、国保年金課へご確認ください。</li> </ul>		
厚生・共済年金の分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お二人の婚姻期間について、厚生・共済年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。離婚後2年以内に手続を行っていただく必要がありますので、必要書類は上越年金事務所へご確認ください。</li> </ul>		上越年金事務所 (524-4115)

※不足の持ち物があっても手続をお願いします。

上越市役所 Tel(025)526-5111